

沖縄県後期高齢者医療広域連合告示第3号

沖縄県後期高齢者医療広域連合市町村負担金請求事務取扱要綱を次のように定める。

平成19年3月29日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 知念恒男



沖縄県後期高齢者医療広域連合市町村負担金請求事務取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年沖縄県指令企第3号一43号許可）第17条第2項に定めのある負担金の請求等に関する基本的な事項を定め、負担金にかかる予算執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「負担金」とは、沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が構成市町村に対して請求する共通経費の負担金をいう。

(負担金の額)

第3条 負担金の額については、広域連合の一般会計予算の額とする。

(負担金の請求)

第4条 負担金の請求は、請求書（様式第1号）により納付期限の10日前までに行うものとする。

2 前項の第1回目の請求書には、次に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) 広域連合一般会計予算
- (2) 負担金の額及び算出計算書

3 沖縄県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、負担金の適正な請求を行うため必要があるときは、負担金の請求に係る事項について修正を加え請求することができる。

(負担金の納付)

第5条 負担金の納付は、年4回と定め、納付期限及び負担率は次の表に定めるとおりとする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日にあたる場合は、その日の後において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を納付期限とする。

負担金・負担率 納付期限	一般会計負担金	負担率
第1回目の納付期限	4月15日	25%
第2回目の納付期限	7月15日	25%
第3回目の納付期限	10月15日	25%

第4回目の納付期限	1月15日	25%
-----------	-------	-----

2 特別な事情により、前項の規定により難いと認められる場合は、前項の規定にかかわらず、広域連合長は、納付期限及び負担率を変更することができるものとする。

(負担金の計算)

第6条 負担金の計算は、第1回から第3回までについては、千円未満を切り上げし、第4回で年額に調整する。

(負担金支払い勧告)

第7条 広域連合長は、市町村が負担すべき負担金について、納付期限までに納付されていないときは、当該負担金の支払いを勧告しなければならない。

(精算)

第8条 負担金の精算については、当該年度の決算に基づき、翌年度行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度の負担金の納付については、第5条の規定に関わらず第1回の納付期限を4月27日までとする。